

# 花尾権現領厚地の領域と支配について

上 村 文

## はじめに

花尾神社は花尾山の南麓、鹿児島市花尾町（旧郡山町厚地）にある。

古くは、「厚地（智）山権現」とも呼ばれ、その起源は平安末、熊野権現の勧請奉祀によると推察される。神社に奉納された建保六年（一二一八）九月の銘を持つ鏡には、創建に関わったと考えられる在地領主（満家院院司）大藏氏および勧進僧永金の名が刻まれる。

近世前期に藩主島津家の祖廟「花尾権現」として社格が確定されると、藩内の寺社の中でも別格の扱いを受けるようになる。「薩摩日光」とも称される壯麗な社殿建築は、代々藩主の崇敬と庇護を受けた花尾権現の繁栄を偲ばせるものである。

『三国名勝図会』には、花尾権現の別当寺として平等王院（鹿児島大乗院が兼帶）以下四院の脇坊および仁王門・鐘楼などの建物が描かれるが、いずれも廢仏毀釈によつて取り壊され、それに伴つて花尾権現領としての厚地村も大きく変化を迫られることになる。

本稿では、花尾神社神主貴島家に伝來した花尾権現および近世厚地村の支配関係文書（貴島家旧蔵、現黎明館所蔵）の紹介を行うとともに、以下の二点について若干の考察を試みるものである。

## 花尾権現領の確定と花尾山の境界争論について

## 二、厚地村に与えられた公役免除の実態について

なお、花尾神社の歴史に関する研究として五味克夫「伊地知季安と『秘伝島津譜図』『花尾社伝記』『花尾祭神輯考』——島津氏祖廟成立の経緯」<sup>(1)</sup>がある。また寺社縁起としては『三国名勝図会』所収の「花尾大権現廟記」（山本正誼／寛政元年（一七八九））<sup>(2)</sup>などが知られている。



「御内陣格護之御文書庫無之」

恐散失新造一小庫以納之云爾

慶応四年辰九月九日 大宮司備前守藤原祐賢

## 花尾權現沿革

江戸時代、領内外にある島津家の菩提所を藩記録所が調査しまとめた「廟堂要覽」は、その筆頭に花尾權現を掲げており、そこには花尾權現の沿革が記されている（史料【1】）。要約すると以下のようになる。

花尾權現は島津家の初代忠久（一一七九）一二二七の祈願により建立され、源頼朝・丹後局（比企能貞妹）および丹後局が帰依した僧永金を祭祀し、御神体として木像三体を安置する。内陣には忠久・永金の名や建保六年の年号が刻まれた靈鏡などが納められ、境内には丹後局（嘉禄三年（安貞元、一二二七）十二月十二日没）の荼毘所および石塔などがある。

三十六坊の塔中も建立され、本寺平等王院には愛染明王が祀られた。<sup>〔3〕</sup>

勝久（島津家十四代、一五〇三～七三）の頃これらの寺院の多くは廃れ、やがて安置されていた丹後局の位牌なども紛失し、最後に円融院一寺が残るのみという有り様になつた。貴久（十五代、一五一四～七一）によつて神廟は修補されたが、寺院は再興されず、弘治一年（一五五六）伊集院の莊嚴寺を鹿児島に移し大乘院と改め、これに花尾の神廟を擁護させ寺領として厚地村が寄附された。藩主綱貴（二〇代、一六五〇～一七〇四）の治世に至り、花尾山へ平等王院・円融院・多聞院・本地院・普賢院の五院を再興する主命が下り、宝永五年（一七〇八）の春、吉貴（二代、一六七五～一七四七）の治世にまず平等王院が再興され、大乘院兼帝となり、その後、曼荼羅寺（円融院より寺号を改める）・本地院・普賢院・多聞院が建立された。<sup>〔5〕</sup>

また、社家は平等王院支配の大宮司（「代官司」とも（『三国名勝図会』）。現神主家の貴島家がこれを務めた）があつたが、天明七年（一七七

八七）八月、井上右内が花尾山神主に任命され、これに蘭山・有屋山の一社家を附属させた。

## 花尾權現領厚地の形成

「廟堂要覽」によれば、盛時三十六坊を数えた寺院も世々衰退し、十四代勝久の時ついに「敗壞」に及び、その後勝久から平等王院へ「忠久公如御時御建立可被成由」との証判が下されたが再興は叶わなかつたという。件の勝久の証判とは旧記雜錄収録の享禄四年（一五三二）平等王院快瑜法印宛の勝久寄進状で、寺領として「満家院東侯大平木場」を平等王院に寄附し、「厚地四至方至之堺」については「曩祖忠久如寄進」と定めたもので、ここから「厚地が古來花尾權現の社領的性質を有していたことを伺い得る」（五味前掲論文）<sup>〔8〕</sup>のである。

ここで「曩祖忠久如寄進」領域が具体的にはどの範囲を指しているのかは確認できないが、開山起源に関わる僧永金が確定したと伝えられる厚地の境界を、史料【2】「薩摩國満家院厚地山大境之事」（写）（仁治三年（一二四二）十月十四日）に見ることができる。<sup>〔9〕</sup>

この文書は、近世における花尾權現領の領域確定にあたって、權現領としての厚地村の由緒を根拠付ける役割を果たしている（史料【6】の【1】「永金阿闍梨境内」、史料【8】「永金阿闍梨厚地村境立」、史料【15】「上古永金阿闍梨境立」）。

史料【2】に現れる地名は、明和三年（一七六六）・同七年（一七七〇）の厚地村境界「繩引帳」（史料【9】【10】）によつて確認する事ができる。

- ①秋吉の西のはな（秋吉野西之鼻） ほしかせたう（星か瀬とふ）
- ②はしか山せとのくち（柳ヶ山瀬戸口） 松をの原（松尾原）道
- ③ゆの木の谷（柚木谷）の道 しら薄（白薄本）のさこ
- ④なすひ田（茄子田）西の尾 猿おとしほきの上道（猿落上道）
- ⑤ゆすの木（杣須木）の原めん
- ⑥水かうちはりこ谷夕かくら道（不明）
- ⑦土せとの口（土瀬戸口）（入来郷・蒲生郷・郡山郷境）
- 蒲生郷境  
い、ちの（飯地野）尾 まちは（町八重野）  
うへの合内（上合内） くぬ木つか（柊木塚）か  
中の木場（中木場） しりかくめの坂（しりかくめノ坂）  
佛の尾（仏尾）
- ⑧楽の木場屋敷（良久屋敷）（蒲生郷白男村）
- ふくりきりのと、ろ（ふくり切ノト、ろ）  
やたけ（矢獄）のつし（蒲生郷・吉田郷・郡山郷境）
- 吉田郷境  
たまり水（溜水）（吉田郷本名村）
- ⑨あふき山（扇子平山）か 花尾嶽の社（花尾上宮）  
杉のせたう（杉之瀬田尾） すはる松の尾（不明）
- ⑩丸山の堂（丸山） 堂は（地蔵薬師二仏堂）のことか
- 東俣村境（厚地村）
- ⑪境の原尾 王子の馬場 王子の山田多羅（たら<sup>10</sup>）くち
- 〔1〕〔2〕の条数、〔1〕〔2〕は【10】の地名を比定、〔1〕は現小字名）  
「厚地」の領域は近世郷村の区分でいえば、郡山郷内の東俣村・油須

### 大乗院支配下の厚地とその領域

大乗院は弘治二年の創建以来花尾廟の祭祀を託されており、延宝二年（一六七四）花尾廟の祭料として廩米四石が大乗院に給され、水制となつた。宝永五年（一七〇八）厚地村に別当寺平等王院が再興されると住職は大乗院が兼帶することとなり、大乗院から平等王院へ「看坊」（留守居の僧）を派遣して「御廟の洒掃・啓閉等を掌」つた。厚地村は大乗院領となり、正徳二年（一七一二）には厚地村に対し公役免除（「復を給ふ」）の特權も与えられた。〔花尾大權現廟記〕・〔三国名勝図会〕大乗院

木村・郡山村および入来郷・蒲生郷・吉田郷と接し、境界線の大部分は八重山・花尾山・三重岳へと連なる険しい山中を通つてゐる。

を契機に「先規相替候儀嘆ヶ敷奉存候間、不易姿ニ被仰付被下度」と再度この件を寺社奉行所に訴え出ている（史料【6の1】元禄十二年一月十九日五月寺社奉行達書）。この時の裁定は、厚地境界内に含まれる「蒲生境高六七石程」に対しても大乗院の支配は及ばないこと、境界線については「古来より之境立之通り」（「境立」について具体的には示されていない）というものであった。この裁定に従って同年十一月「山引渡」が行われた（史料【6の2】）。

大乗院「持切名」である厚地村にとって、「御物支配」（藩直轄）の村々との間に境界線を確定し、維持していくのは容易なことではなかつたようだ。明和二年（一七六五）七月、大乗院住持（三十一代）堯然は、「境相違之場所」について見分したところ「程久敷儀ニ而寺領境究而」分かり難く、特に元禄十二年の訴訟により蒲生分と確定した「白男村之内御藏入高六石程」の地面に引続く「山野開地」については蒲生の役々と当寺の役々が立会い見分したが、「現地竿境究而相決不申」という状況だと訴えた（史料【8】）。これにより翌明和三年三月、山奉行所・郡奉行所・寺社奉行所の各役人および郡山・蒲生・吉田の所役および大乗院の役人ら総勢六〇余人が立ち会い、繩引が実施された（史料【9】）。この結果については藩庁から明和七年（一七七〇）二月に「繩引境立之通」との裁定が出され、四月に「繩引帳」が渡されている（史料【10】）。しかし、その後も「境論」は收まらず、安永四年（一七七五）六月、先の「繩引帳」をもとに郡山・蒲生および大乗院の役々などが立会い、境界の確認を実施している（史料【11】）。この時の見分は、「此節致境立事候へハ御互ニ諸所江堀又者塚なども目証いたし置度」と境界の目印として恒久的な標示を確認・設置する事を企図しており、そのための人

足も伴っている。この時郡山郷の内東侯村・油須木村・郡山村との境に一四ヶ所、良久屋敷など蒲生郷の内へ三ヶ所、境界石が建てられた。なお、史料【10】の繩引帳には「天明元年丑十月直見分境立」の朱書きがあり、この時建てられたと思われる境界石も見つかっている。<sup>12</sup>

### 廃寺と厚地領

神仏分離が全国的に実施されるのは明治初年以降、明治政府の布達を受けてのことであつたが、鹿児島においてはそれに先駆けて、慶応年間にすでに領内の寺院処分が検討されていた。

慶応三年（一八六七）四月、「花尾神社」に対しても、別当寺を廃止し、祭祀を「神道一篇」とする通達が出された（「廃寺之節花尾山江仰渡之写」史料【13】）。これによれば、大乗院・平等王院は別当寺を廃され、平等王院は大乗院へ合院、その他の脇坊は廢寺を命じられ、仏像仏具などは大乗院に引き取られ、仏堂や鐘樓・二王門等は取り壊されることとなつた。これらの寺地は没収され、帖佐与蔵入となり、海陸軍方へ配分されることが決まつてゐる。

厚地村については「花尾神社領」と定められ、村高八百九拾九石六斗三升四合四才は帖佐与蔵入となり、祭祀料や社家の所務高、社殿の修繕・臨時の祭料などに充てられることとなつた。また祭事や労役についてはこれまで厚地村以外の村へも負担の割り当てがあつたが、「神道一篇」の祭祀となれば奉公方も省けるので、以後神社に関わる公役は一切厚地村百姓の受持ちと命じられた。

『鹿児島県史』<sup>12</sup>は、廃寺廃仏が進められた背景として、廃仏的思想は単に理論上の根拠からだけではなく、幕末の非常時局に際会し、薩藩に

於いては殊に軍備充実の必要があつたから、廢寺によつて得たる財源を其の方に廻さんとする経済上の觀点からも醸成された」という事情を説明している。

明治元年（一八六八）六月、大乘院支配厚地村領に屬していた境界地域を返還して欲しいという訴えが蒲生の地頭から出された（史料【14】）。蒲生側は「白男村之内良久」は蒲生の内より切り取られ、大乘院へ「花香山」として附けられ、厚地村の支配が及んでいたが、この度の廢寺に伴い蒲生へ返還されれば「成丈ヶ田畠相開衆中江作職為仕、其余勢ヲ以御軍役方江相備、時々銃器取入窮士共江相渡候ハ、往々急變之御用相立可申」と訴えた。九月、郡奉行から藩庁にこの嘆願が提出されるにようび、厚地側は寝耳に水の事態に驚き、蒲生側の一方的な訴えであることを申し立て、当該地に対する権利を主張した。厚地村から城下へ陳情に赴いた回数は翌年三月までの間に九度にも及び、「中々大心配之事」と憂慮すべき状況であった（史料【15】【16】）。

かくて再び係争地となつたこの蒲生との境界地域は、「抑地面之儀者蒲生境内無相違筋」との裁定が下され、「自身入費を以」開拓した土地以外は蒲生側に属することとなつた（史料【17の1】）。

さらに花尾神社にとつて痛手となつたのは、「華尾社入用竹木類」は「時々当局（民事局、明治二年十月に新設）江申出、免許之上伐取致用

弁候様」命じられたことであつた。花尾神社大宮司は年中入用の竹木類を調べ上げて（史料【18】）、「年中余多之御神事」があり臨時に「献幣使」が立てられる事もあるので、その都度伐採の許可を得ていては不都合だから、これまで通り「御神事用其外御神前向入用之分」については「頭御免」にて伐採を許可してほしいと願い出ている（史料【17の

2】）。これに対し藩庁の対応はシビアで、「何分後年之取締ニも相抱」する事なので、評議の上、「郡山役々江も為致吟味」、その返答を待つて許可する旨通達されている（史料【17の3】）。

これらの史料からは、廢仏毀釈の政策がとられてから以後の寺院の置かれた厳しい状況や、花尾権現によつて成り立つてきた厚地村の動搖が伺える。

#### 厚地村の公役免除について

史料【7】（花尾権現御祭之事）によれば、花尾権現では年間に約三十の祭礼・行事が、大乘院・平等王院・代官司・村役などの采配で執り行われ、厚地村の門々がそこに奉仕する形で携わつており、ここには祭礼を受け持つた十七の門名を見出す事ができる。また藩主・家老の参詣（直參・代參）や境内の手入れなどにも夫仕の勤員がある。

また、明治三年に年中神事入用として見積もられた竹木類は、榦七七一本、大唐竹二六本、椎木九〇本、松枝六〇本、薪六二五束、椎木角物一九本、小唐竹・しのめ竹が一二〇本に上るが、これらの伐採には「大宮司役所より厚地村村長方江間合有之、同村在役・山方役共より夫方引列、見しらへ伐方いたし、大宮司方江納方いたし候仕来り」であつたという（史料【17の4】【18】）。

このように厚地村は他の郷村とは異なり、日常的に花尾権現への奉仕という役を負担し、そのかわりとして先にみたように「世々復を給ふ」という特權を与えられていた（「復」は免除の意）。『旧記録追録三』正徳二年（一七二二）九月の家老連署達書がそれを裏付けている。

厚地村之事、被対 花尾権現神靈百姓共村役等之儀、此節より谷山之

内宇宿村同然被仰付候、至後年可被存其趣者也、仍如件、

正徳二年辰九月十八日

肝付主殿 判

種子島彈正 判

鳴津帶刀 判

鳴津將監 判

大乘院

大乘院の持切名である厚地村では、大乘院より任命され、在地以外から着任した庄屋が任期限りで交代してしまった（「庄屋衆遠方より入人ニ而一切ツ、之勤」）ため、庄屋が代替りすると前代の支配が引き継がれなかかもしれないという心配があつたようだ。それゆえ「厚地村之儀ハ名中より委々存候而不申上候得ハ不罷成所」なので「夫仕方為相究ケ条」を「末々之度々よみきかせ」るなどして村内に周知させ後世にも伝えていかなければならなかつたようである。（史料【19の2】）。

ここで「谷山之内宇宿村同然」とはどういう扱いを意味するのであるうか。谷山郡宇宿村は、鹿児島福昌寺の開山当初からの寺領として、応永六年（一三九九）二月、島津元久（七代、一三六三～一四一二）により寄進されている『旧記雜錄追録前編』六二四（六一六）。元久の寄進状には「万雜公事諸役等悉停止」の文言が見え、ここに福昌寺領宇宿村に対する公役免除の起源を見出す事ができ、花尾権現領厚地村にも同様の扱いが適用されたと考えられる。

ところが、史料【19の1】によれば、厚地村は「古米より諸般役御免」であるにも関わらず、実際は「郡山方夫仕」つまり在郷の諸村同様の夫役が課せられてきていたようである。松山覚左衛門は元禄十一年（一六九八）に厚地村庄屋に着任、覚恵（覚慧 大乘院十七代住持、貞享二年～元禄十二年）代から亮雄（二十二代、正徳一～五年（一七一二～五）代までの六世の住持の下で、約十五～八年の長期間にわたり庄屋役を務め、その間、厚地村に対する「夫仕御免」が実現されるよう尽力した人のようである。延享元年（一七四四）八月、この「夫仕御免」の意が後世にまで伝えられるようにと「供養石」が建立され、その証文（書物）は窪山六社権現（厚地久保山、花尾権現末社）に納められた。

史料【19の3】によれば、厚地村に対しては、「御闇狩御馬追并地頭

狩夫代銀」の上納などは免除されること、「出銭出米」は負担し、厚地村への地方検査巡回の節の水夫も負担することなどが定めだつたが、これららの負担について、厚地村と郡山役人との間で見解が分かれたため、厚地村から大乘院にその取りなしを依頼している。

花尾神社参道にある嘉永四年（一八五二）に建てられた梵字碑（写真）もまた、延享元年に建てられた供養石と同様の意図を持つて建立されたものであろう。正面梵字彫付の下には前掲正徳二年達書の全文を掲げており、幕末に至るまでこの公役免除の令達が有効であり、特權として連綿と受け継がれていた事がわかる。側面・背面に続く条文には厚地

村が負担すべきあるいは免除された公役について細かく規定されている

が、中には「御宮江相掛候儀ハ不依何色」厚地村が受け持つのが原則だが、周辺の村々にもその一部が委ねられていたことや、逆に「道橋普請」等「所中惣立」の労役については厚地村へも郡山郷の他村同様に割り当てがあったことなどを示す条文もある。末尾には毎年十一月十二日に祭祀を行い、「庄屋ヨリ碑面ノ条々致弘方」すべき旨趣が刻まれている。

（史料【20】）

この石碑は、花尾権現への奉仕を村の依つて立つところと考え、在方支配との軋轢にも現実的な折り合いを付けながら、「公役免除」の特権を維持し続けようとしてきた花尾権現領厚地村の歴史を今に伝えている。



【註】

（1）鹿児島大学法文学部紀要人文学科論集第一八号、昭和五七年

（2）その他にも、以下の縁起・伝記が残されている。

「花尾権現註縁起」（大乘院住持一七世覺慧法印、元禄二年（一六八九））／「日置郡地誌備考追録」所収、東京大学史料編纂所所蔵）

「花尾社伝記」（伊地知季安、元治元年（一八六四）／玉里文庫本、鹿児島大学図書館所蔵）

「花尾祭神輯考」（伊地知季安、慶応二年（一八六六）／玉里文庫本、鹿児島大学図書館所蔵）

（3）平等王院の他に三十六坊か。「花尾大権現廟記」には「厚智村の内に平等王院并に三十六坊を立」とあり、「花尾権現註縁起」には「平等王院ヲ加レハ三十七坊ナリ、永金阿闍梨真言宗ニテ、三十七尊ノ内証ニ約シ、特ニ愛染明王ノ徳ヲ標シテ惣別三十七院建立」とある。

（4）その後円融院も住持盛譽が加治木の普門院に転住し、ついに廃絶に至っている。（『花尾大権現廟記』）

（5）なお、再興された平等王院には寺領として鹿児島郡吉田郷佐多浦村の内権現領門（高二十石）、円融院（曼陀羅寺）には同宮之原屋敷（高二十五石）、本地院には郡山郷の内小原門（高同）、普賢院には同福富門（高同）、多聞院には同久保田門（高同）が附けられている。（『旧記雑録』・『花尾大権現廟記』）

（6）文安（一四四四～九）のころには十二坊、明応（一四九二～五〇一）のころには三坊に減少した。（『花尾権現廟記』）

（7）『鹿児島県史料旧記雑録前編』（一七六〇七）

(8) この間鹿児島（清水）にも平等王院（談議所とも）が建てられ、

平等王院住持快瑜法印は本尊愛染明王像とともにそこに移っている。

快瑜と愛染明王像がその後にたどった経緯については、五味克夫

「伊地知季安と『五指量愛染明王由来記』」（鹿児島大学法文学部紀

要人文学科論集第一七号、昭和五六年）に詳しい。

(9) 「花尾社伝記」にも収載あり。『旧記雜錄』にはなし。

(10) 史料【6】附図書込に「一之王子よりたゝら□迄三町程」とあり。

(11) 郡山町大浦（字山神坂）の山中には正面に「花尾山領御繩引 徒

是東厚地村 天明改元辛丑十月六日」という碑銘をもつ境界石が見

つかつてている。

また平成十年現在、郡山・油須木村境に七基、東俣村境に二基の

境界石が見つかっている。『郡山町の文化財 改訂版』（平成十  
二年三月二十五日発行）

(12) 第三卷 四編六章一節 廃仏思想の発達

(13) 『鹿児島県史 第二卷』三編一章三節 貢租の種目

## 花尾権現領厚地関係史料

表記について

漢字は常用に改めた。ただし人名・地名は原字を用いた。( ) は筆者校注。

史料【1】は、東京大学史料編纂所所蔵。

史料【2】(19) は黎明館所蔵(貴島家旧蔵)。

史料【20】の梵字碑は、鹿児島市花尾町(花尾神社参道沿)にある。

【番号】資料名／年月日「所蔵(黎明館登録番号)」

【1】「御太祖以来廟堂要覽」(写本)花尾大権現／安永八年(一七七九)改訂[東京大学史料編纂所所蔵、島津家本]

薩州日置郡滿家院郡山之内厚智村 鹿児島より四里程

花尾大権現

右、御元祖忠久公御建立、御神体中尊 煙朝公、左

脇永金阿闍梨榮金とも有之、永金者大蔵姓の人三而月後

御局御帰依僧之由、右脇丹後御局比企判官能貞妹、三

休之木像を御安置被遊、御本地者中尊阿弥陀、左脇

藥師、右脇十一面觀音二面御座候、且亦將軍家御願

成就殊二者当國守護所と 忠久公御願主ニ而建保六

年戊寅九月日永金敬口と銘有之數多之靈鏡二体を

鑄付御内陣ニ被掛置候、御局御自愛之御鏡同前ニ奉

納置候、御局嘉禄三年十二月十二日御死去、任御遺

奉納候、永金之石塔茂有之、亦比企判官能貞石塔の

由由伝有之候、一基共二遺骨納置申候、永金者貞言

宗ニ而御座候半と存候、三拾六坊ニ建立仕候貞言宗

之出候、市來御惣坊と申候ハ御局御持尊之阿弥陀之

由、亦者御形代を 忠久公御造立為被成共申候、御

局八文字民部大輔廣言ニ御嫁被成、市來ニ而御座候

山候得共(者カ)其通ニも可有御座候、將又花尾御建

立之時三拾六坊を御建、本寺を平等王院と被号、御

家御相伝之谷渡愛染平等王院廢壞之後谷渡愛染明王一

体者鹿児島護摩所江御安置被成、毎年六月朔日於御城御開

帳御祈捧有之候、御安置候、然時者此寺ニ御局之御牌

御建立被成候得共、勝久公之時寺院及敗壞、御牌

なども紛失仕候哉、御局之御法名不相知候、其後

勝久公より 忠久公如御時御建立可被成由御証判ハ

御座候得共無其儀候、円融院と中寺近年迄為有之由

候、貴久公御治世ニ罷成神廟者御修市候得共寺院御

再興未相調候、弘治二年伊集院之莊嚴寺を鹿児島ニ

御移被改大乘院、厚地村寄附被成、神廟を擁護御さ

せ恒例之御祭于今御座候、前中将綱貴公花尾山江

平等王院・円融院・多聞院・本地院・普賢院、此五

院御中興可被遊旨被仰出置、宝永五年の春少將吉貴

公平等王院二字先御再興被成、大乘院兼帶ニ而佐多

豈前久達より被差上候愛染明王一体平等王院江御安

置被成、其後曼荼羅寺前号円融院・本地院・普賢

院・多聞院御建立ニ而御座候、(以下行間書、他写本には無し)

叙爵ノ家被仰付、社屋敷壱ヶ所被下置、家作ノ儀も

六十帖敷造立被成下、以來修覆ノ儀者門外廻表向座

敷迄寺社方修甫、居間より木白分修補被仰付候旨、

市山勘解由殿より被仰渡候、當所社家ノ内蘭田將

曹・有屋田藏人両人右神主江被召付、郡山郷士社家

被召出、右屋敷内門左右江家作三拾帖敷ツ・造立、

一 賴朝公御誓觀音写老体并御鬚髮

右花尾山江御安置、天明七年七月四日御三体左右へ

御安置候、

【2】薩摩国満家院厚地山大境之事(写)／仁治三年

(二二四二)十月十四日「黎明館所蔵(文書78)」

(裏書)「花尾山境日記 円融院常信」

薩摩国満家院厚地山大境之事

秋吉の西のはなよりはしめてほしかせたうの尾をかきり

はしか山せとのくち松をの原道をかきり

ゆの木の谷の道しら薄のさこをかきり

なすひ田西の尾を猿おとしほきの上道をかきり

ゆすの木の原めんをかきり

水かうちはりこ谷夕かくら道をかきり

土せとの口い、ちの尾まちはへうへの合内くぬ木つ

をかきり

樂の木場屋敷半分厚知領ふくりきりのと、ろやたけのつしたまり水の尾をかきり

あふき山の尾をかきり花尾嶽の社柱二本大隅其よ  
厚地領杉のせたうはる松の尾をかきり

丸山の堂柱二本ハ厚智領一本大隅

境の原屋をかきり一王子の馬場をかきり王子の山田  
多羅くちをかきり

仁治三年甲（壬午）寅拾月十四日、やうぎん定之、

【3】家老連署証文（大乗院宛）／延宝八年（一六八〇）三月二十七日〔黎明館所蔵（文書727）〕

（包紙）「書附」

大乗院山并寺領厚地花尾山、如先規之相附可被下候

旨訴訟被申上、御全（證カ）議之上、願之通ニ此節大

乗院支配ニ被仰付候、依之大乗院へ被仰渡候御証文

之写宅通并古来より之山境書付写宅通相渡候間、右

書付之通ニ境立堅固ニ可申渡候、尤、所暖、行

司、竹木見舞方へも右之趣可被申付旨、御老中御差

延宝八年申五月十日　鎌田太郎右衛門　印

大乗院山并寺領厚地花尾山境内之儀、從古来御免之

處ニ、近年山奉行所支配ニ付而御断被申出之、貴寺

從前々御崇敬之旨、花尾山御証文之表、具ニ相達、

両山之儀如先規被相附之候、尤、無撓、公儀御用に

節者可為各別之条、可被得其意候、為後証如件、

延宝八年申三月廿七日

（久兼）　覚写

肝付主殿

（忠貞）

町田勘解由

（久了）

新納又左衛門

（久元）

島津帶刀

（久輝）

島津中務

（久竹）

鳥津図書

（上端黒印アリ）

大乗院

延宝八年庚申九月廿五日　鎌田太郎右衛門　印

大乗院

【4】鎌田太郎右衛門書状（写）／延宝八年五月十日  
〔黎明館所蔵（文書728）〕

（団中書込）

此境黄引より一之王子馬場を限、厚地外東侯村之内  
而不叶儀ニ付、古来より之御証文之通り花尾山江被

二而候得共、一之王子之儀前々より山緒有之、欠候  
相付候、委細証文相記有之なり、

（朱書）「草笏」「十塔海道」「摩滅」「東侯」之

「東侯一之王子馬場限」

（破損、三カ）町程

王子迄五町程」「ど、めき」

（団中書込）

大乗院領厚地花尾山之儀、從古来御免地之處ニ、近

年山奉行方支配ニ罷成候付御断有之、如古来被相附

之旨、当三月廿七日御老中御証文被遣之候、然者寺

領古来之境立者蒲生之内ニも為相掛候之由候得共、

他方之分者被相除、厚地山境内限被相附候、雖然、

東侯之内ニ有之一之王子之儀者欠候而不叶儀、殊ニ

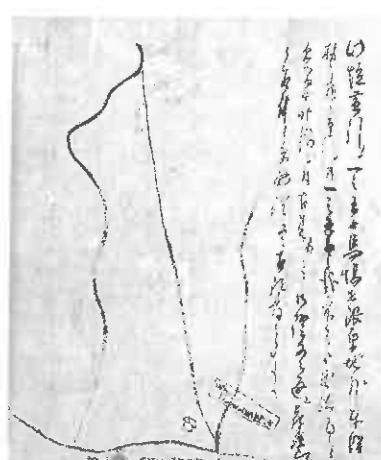
厚地同所之事候而、如古来ニ之王子馬場を限被相附

之候、為後証境立絵図被遣之候可被得其意候、是

等之趣私より書付を以可相達置之旨、御老中任御指

國如斯御座候、以上

（上端黒印アリ）





膳具四膳

黒ぬりへし六ツ

御造酒三盃

但、筈之葉さし上ル事、

御飯米壱升五合

但、焚方石同断、

赤ぬり木地四ツ

但、御飯つき用、

白木九行四ツ

但、きんだん折折かぶする事、

花米五升

赤ぬり木地四ツ

但、御飯つき用、

白木九行四ツ

但、きんだん折折かぶする事、

花米五升

赤ぬり木地四ツ

但、御飯つき用、

白木九行四ツ

但、きんだん折折かぶする事、

(朱書)「一真米式斗八升」

上物元日御祭同様、つき方上ヶ方右同断

大かね有り

但、ならし方之数拾三、

(朱書)「一真米式斗八升」

正月十二日 御代参

(朱書)「一真米式斗八升」

桃枝銘々敷事、

一御宮外取扱所夫

一夫仕名主

一隨身門内布砂有、横間式尺五寸

一盛砂片平九ツツ・都合拾八

一赤ぬり木地四ツ

一花米五升

一但、所夫式人大宮司方江相付相勤事、

一月 ひかん入御祭

(朱書)「一真米式斗八升」

一上物正月七日御祭同様

一しめおろし同断

一赤ぬり九台四ツ

一赤ぬり木地四ツ

一赤ぬり木地四ツ

一但、引合本触より大作等、

一御造酒

一但、燒酌ニ而相済事、

一へし三ツつき方、

一御灯明有

一右、つき方上ヶ方同断、

一大乗院

一正月十二日 御祭り

(朱書)「一真米式斗八升」

一赤ぬり木地三ツ 花米つき用

一千度参り口数しきふ花

外、壺膳瓦式ツ、おこない棚

右同断

黒ぬりへし拾式、御造酒次用

一赤ぬり腰高ノ管

一花米五升

一但、赤ぬり腰高ニしよふぶ敷

一茅巻拾三掛

一但、赤ぬり腰高ニしよふぶ敷

(朱書)「一真米式斗八升」

一上物正月七日祭り同様

一しめおろし三日前 大宮司

一赤ぬり木地三ツ 花米つき用

一正月十五日 御祭

(朱書)「一真米式斗八升」

一上物正月七日祭り同様

一しめおろし三日前 大宮司

一赤ぬり木地三ツ 花米つき用

一但、赤ぬり腰高ニしよふぶ敷

一茅巻拾三掛

一但、赤ぬり腰高ニしよふぶ敷

一卷方三月三日之通り、

一御造酒三盃

一黒ぬりへし拾式

一但、御造酒つき用

一筈之葉石同断、

一花米五升

田中門



一 花米壺升

一 御造酒三盃

一 御くうしどき有

一 しめおろし当日大宮司

十二月十二日 御祭り

(朱書) 「一 真米式斗式升」

一 上物正月元日御祭り同様

大乘院

八月七日所夫五人大宮司方江

八月十一日所夫四人大宮司方江

三月杉葉落シ所夫四人大宮司方江

八月十三日石とふろとき方所夫四人大宮司方江

十二月十二日御祭ニ付取構方所夫夫仕名主

等堂王院かん房

御直參之節、御宮内所夫夫仕名主  
差引大宮司

【8】 口上覺留 (大乘院堯然 寺社奉行宛)

(明和二年(一七六五)か)西七月二十四日 [黎明館所藏]

(文書728)

花尾山いんす御祭り

但、閏月有之候年ハ閏月、

無之年ハ何月ニ而も宜事、

上物膳具四膳、正月七日御祭り同様

上床門

隋身門内布砂横式尺五寸盛砂

左右二拾八

同外布砂有

御石布砂之事、横間式尺

盛砂左右三九ツ

一丹後局井桓之内こふらいべい

御はいせき式枚大宮司より敷付之事  
一いよきんあじり井桓之内右同式枚

御はいせき大宮司より右同断  
一大宮司勤場御石いがき外ニ相勤事、

五月 虫ぎねん

所中

膳具四膳、正月七日御祭同様

花米壺升

参錢三拾三銅

いけわい五ツ

十二月廿五日正月之御祝物

門松花炭弁うちしろ・橙・いつる葉

柱折調

右者所夫五人大宮司方江相付相勤事

右掌ノ内有之候、

右三行大宮司方預り、御石花香所、

享保十三年戊申九月改之、

正徳三年癸巳四月十一日

大宮司 貴嶋甚右衛門  
しろ堂大かねならし方大宮司受持被仰付候ニ付、

御受いたし代々相勤事、毎月朔日十二日十五日

廿八日朝夕ならし方堅ク可相守事、

大宮司 貴嶋甚右衛門

其上蒲生白男村之内御藏入高六石程華尾山境内相込

後往二次渡中度御座候、此以前境内相欠候場所有之、

尤厚智村古老之者共江茂相糺候得共、覺居候者無御

座候、御尊慮を以為御建立被召附置候境内之儀ニ御

座候付、今通ニ而難召置御座候、此節境相究、往々

其上蒲生白男村之内御藏入高六石程華尾山境内相込

有之、元禄十二年卯四月御訴申上趣有之候処、被達

貴聞、同年五月高橋左門御取次を以右高之儀者當分

より無構此内之通ニ而被召置、古來より之境立之通

被仰付、如先規右寺領以來支配可仕旨被仰渡置、右

高之地面ニ引続山野開地等有之、蒲生役々并當寺

役々立合致見分候處、現地竿境充而相決不申候、依

之當時御繁多之砌、御面勧之儀奉存候得共、何とそ

御役々被差越御見分之上、古来通境立并右高地面竿

境紛敷無之様被仰付被下度奉願候、左候而御役々被

差越候御扶持米并送人馬等之儀者御物取替を以被

相渡、以後返上仕筋ニ被仰付置被下度奉存候、此等

之趣を以御申可被下儀奉願候、以上、

但、仁治三年寅十月、永金阿闍梨厚地村境立被相

究置候書付写迄通相添差上申候、

西七月廿四日 大乘院堯然 印

寺社御奉行所

【9】厚地村境御繩引帳留／明和三年（一七六六）三月十二日【黎明館所蔵（文書四）】

（表紙）

【明和三年戊辰三月十一日】

厚地村境御繩引帳留

郡山

（繩引帳本文は史料【10】とほぼ一致のため略す）

成三月十一日 竹木見廻 大迫伊右衛門

行司 宅方四右衛門

都見廻 木場次左衛門

曇 白坂喜兵衛

右同 宅万平右衛門

大乗院役人長谷部利右衛門

右同庄屋 谷山伊左衛門

御山奉行衆吉井孝右衛門殿

但、御郡方へも同案を以右書なしニ差上申候、

右者此節御繩引付立会候役々、後年為見合記置也、

代淨心、

【10】郡山厚地村花尾境内境繩引帳／明和七年（一七七〇）四月十五日【黎明館所蔵（文書二）】

（表紙）

「明和七年寅四月十五日」

郡山厚地村花尾境内境繩引帳

郡奉行 四元八右衛門

山奉行 吉井幸右衛門

厚地村之内 一ノ王子之下道より始ル

一 戊亥方 百八拾間 此繩本道倅より始ル、式繩ハ古

道

同方 六拾八間 右同道倅

一 西戌方 百三拾間 王子山道ニ川ヲ引渡、秋吉野

塚迄

但、中ノ方へ當而金峯山見ル、

一 西方 百式拾間 此繩本上秋吉野西之鼻より野下

一 戊亥方 式百八拾間 此繩本秋吉野塚より、尾筋之

星か瀬とふ道涯まで

一 西方 三百三拾式間 此繩本星か瀬とふ道涯より

一 未方 三拾六間 枠カ山瀬戸口より登り、入來通

司川内半平・郡見廻津曲嘉兵衛・本名村庄屋兒玉

平藏・大乗院御用頬岡村嘉平次・右同役人長谷場

利右衛門・厚地村莊屋谷山伊左衛門・大乗院知事

役々立合致見分候處、現地竿境充而相決不申候、依

之當時御繁多之砌、御面勧之儀奉存候得共、何とそ

御役々被差越御見分之上、古来通境立并右高地面竿

境紛敷無之様被仰付被下度奉願候、左候而御役々被

差越候御扶持米并送人馬等之儀者御物取替を以被

相渡、以後返上仕筋ニ被仰付置被下度奉存候、此等

之趣を以御申可被下儀奉願候、以上、

但、仁治三年寅十月、永金阿闍梨厚地村境立被相

究置候書付写迄通相添差上申候、

西七月廿四日 大乘院堯然 印

寺社御奉行所

御山奉行衆吉井孝右衛門殿・筆者衆折田勘左衛門

殿・山見廻衆村田助右衛門殿・村田源右衛門殿・

御郡奉行衆四元八右衛門殿・筆者衆伊地知郷八

殿・寺社御奉行所御取次衆野村勘兵衛殿・筆者衆

白石木左衛門・木場本右衛門・御地頭横日折

田宅石衛門・川野武右衛門・与頭郡山六右衛門・

成尾平兵衛・郡見廻木場次左衛門・衆中触字田藤

次兵衛・筆者肥後傳兵衛・郡山村庄屋川崎孝右衛

門・東侯村莊屋・油須木村莊屋代重久左衛門・

下山見廻松下太左衛門・大工小村長右衛門・絵師

大重善威・厚地村へ中宿、下山見廻八木牛之助・

同佐藤三七・東侯村功才兵十・右同長兵衛・右

同嘉左衛門・右同孝八・油須木村功才仲左衛門・

右同五右衛門・小触源右衛門・郡山村功才嘉兵

衛・右同助右衛門・右同源之丞・右同善右衛門・

蒲生愛川崎次右衛門・行司赤塚源左衛門・右同指

宿傳左衛門・行司谷口與左衛門・竹木見廻黒川作

左衛門・右同山内彦兵衛・郡見廻伊地知六之助・

白男村功才次郎左衛門・右同惣右衛門・吉田愛梶

原休右衛門・与頭税所仲太夫・横目谷口権右衛門

門・地頭横日折本太左衛門・行司野添金兵衛・行





巳方	式拾問	左右同	未方	百四拾問	左右同	同方	式拾問	左右野、此繩中迄下り終ル
同方	式拾問	右ハ嶽ノ野、左ハ薄ノ下りと云 鹿倉有	同方	式拾問	左右同、此繩末峠ニ上り終り	同方	式拾問	左右野段
未方	式拾問	左右野、此繩元より下り、繩中 二郡境塚有	巳方	式拾問	左右同、此繩より下り	巳方	式拾問	左右野、此繩末ニ境大右有
同方	式拾問	左右同	同方	式拾問	左右同、此繩より下り終り	卯辰方	式拾問	左右野、此繩本より大井ニ下り
同方	式拾問	此繩本より登り、繩末ニ境松式 本有	同方	式拾問	左右同、此繩中より下り終り	同方	式拾問	左右同、此繩中迄下り終り
同方	式拾問	左右同、此繩中より夏木山	巳方	式拾問	左右同、此繩本より上ル	辰ノ方	式拾問	左右同、此繩中迄下り終り
同方	式拾問	左右同、此繩より岩掛ヲ登り峯 を境也	巳方	式拾問	右打込か谷、左くわんおん平片 山	午方	式拾問	右谷山有、此繩本より七問目よ り山二入、左野也、
未方	四拾問	左右同	同方	式拾問	右丸山東門と云、左ハ大角山 山	未方	式拾問	右丸山東門と云、左ハ大角山 山
午方	式拾問	左右山三入、此繩太岩掛登り	午未間	式拾問	左右同、繩本ニ郡境塚有	未方	式拾問	左右同、繩本ニ郡境塚有
午未間	四拾問	左右同、峯尾境	巳午間	式拾問	左右同、此繩本より下り	同方	式拾問	左右同、此繩本ニ境右有
同方	式拾問	左右同、此繩本三問目より野ニ 出ル	同方	式拾問	左丸山門、竹山有、	同方	式拾問	左丸山門、竹山有、
巳午間	式拾問	但、此繩七問目ニ花尾上宮午方ニ向有、 此宮柱東式本吉田ノ内、西式本ハ郡山之内也、	同方	式拾問	左大角山有、	未方	式拾問	左大角山有、
同方	式拾問	左右同、此繩本三問目より野ニ 出ル	同方	式拾問	但、吉田郡山兩所之境繩中ニ地蔵薬師二仏堂老軒 有、地蔵ハ郡山、薬師は吉田、此繩拾七問目 二郡山より吉田通辺路横ニ有、	未方	式拾問	左大角山有、
午方	式拾問	但、此所天上と云所、大ハ（ママ）難所也、	同方	式拾問	但、吉田郡山兩所之境繩中ニ地蔵薬師二仏堂老軒 有、地蔵ハ郡山、薬師は吉田、此繩拾七問目 二郡山より吉田通辺路横ニ有、	未方	式拾問	左大角山有、
同方	式拾問	右ハとふ床大谷有、左ハ横瀬谷 大難所、	同方	式拾問	但、吉田郡山兩所之境繩中ニ地蔵薬師二仏堂老軒 有、地蔵ハ郡山、薬師は吉田、此繩拾七問目 二郡山より吉田通辺路横ニ有、	未方	式拾問	左大角山有、
午方	式拾問	左右同、大難所下り、峯ヲ境也、	同方	式拾問	但、吉田郡山兩所之境繩中ニ地蔵薬師二仏堂老軒 有、地蔵ハ郡山、薬師は吉田、此繩拾七問目 二郡山より吉田通辺路横ニ有、	未方	式拾問	左大角山有、
巳方	式拾問	程下ニ有	同方	式拾問	但、吉田郡山兩所之境繩中ニ地蔵薬師二仏堂老軒 有、地蔵ハ郡山、薬師は吉田、此繩拾七問目 二郡山より吉田通辺路横ニ有、	未方	式拾問	左大角山有、
午方	式拾問	此繩元より山、左野山尾を登り	同方	四拾問	但、吉田郡山兩所之境繩中ニ地蔵薬師二仏堂老軒 有、地蔵ハ郡山、薬師は吉田、此繩拾七問目 二郡山より吉田通辺路横ニ有、	未方	式拾問	左大角山有、
巳方	式拾問	左右同、此繩中ニ而下り終り、 繩中より又峯尾上り	同方	六拾問	但、吉田郡山兩所之境繩中ニ地蔵薬師二仏堂老軒 有、地蔵ハ郡山、薬師は吉田、此繩拾七問目 二郡山より吉田通辺路横ニ有、	未方	式拾問	左大角山有、
同方	式拾問	右ハ扇子平山、	同方	六拾問	但、吉田郡山兩所之境繩中ニ地蔵薬師二仏堂老軒 有、地蔵ハ郡山、薬師は吉田、此繩拾七問目 二郡山より吉田通辺路横ニ有、	未方	式拾問	左大角山有、
午方	式拾問	左ハくわんおん平片平山、大難所也	同方	拾壹問	但、此繩本より四問程所ニ大立石有、吉田之内也、 江通道有	未方	式拾問	左大角山有、
同方	式拾問	左右同	同方	左右同	但、此繩本より四問程所ニ大立石有、吉田之内也、 江通道有	未方	式拾問	左大角山有、

但、吉田より郡山通道ニ出ル、是より道筋保繩引

通也、

中方 式拾間 左右同

未申ノ方 式拾間 右野原、左迫田

未申ノ方 式拾間 左右野

未方 式拾間 此繩本より飯田之坂へトル

巳午間 八間 左右野

但、東俣厚地境飯田坂迄、

申酉間 八拾間 右野左田、此繩本より飯田之坂

未方 三拾間 左右野、此繩本より飯田之坂

り出ル道有、

右杉山、左倉かけと云岡

戌方 拾六間 左右同

亥方 四拾間 左右同

申酉間 三拾間 左右同

未方 八拾間 左右野

右者、大乗院持切名郡山厚地村与同所御物御支配之  
村々境筋紛敷所有之、大乗院依願、御日附寺社方取  
次我々并郡山役々大乗院住僧迄立会、見分境立被仰  
付、右繩引境立之通相究、吟味之趣得御差団候処、

延宝八年大乗院江被相渡置候絵図面ヲ基ニシテ此節

繩引境立之通被仰付之旨、寅二月廿五日小松相馬殿

御取次ヲ以被仰渡候旨、此繩引帳我々印形ヲ以渡シ

置候条、大乗院江先年被渡置候絵図面ニ添置候様ニ

申渡有之候間、後年境筋紛敷無之様可被致置候、以

上、

明和七年寅四月十五日 郡奉行

未中間 式拾間 左右同

亥子間 拾六間

戌方 拾六間 左右同

亥方 四拾間 左右同

申酉間 三拾間 左右同

未方 八拾間 左右野

亥子間 拾六間

戌方 拾六間 左右同

亥方 四拾間 左右同

申酉間 三拾間 左右同

未方 八拾間 左右野

亥子間 拾六間

戌方 拾六間 左右同

亥方 四拾間 左右同

申酉間 三拾間 左右同

未方 八拾間 左右野

亥子間 拾六間

戌方 拾六間 左右同

亥方 四拾間 左右同

申酉間 三拾間 左右同

未方 八拾間 左右野

亥子間 拾六間

戌方 拾六間 左右同

亥方 四拾間 左右同

申酉間 三拾間 左右同

未方 八拾間 左右野

亥子間 拾六間

戌方 拾六間 左右同

亥方 四拾間 左右同

申酉間 三拾間 左右同

未方 八拾間 左右野

未方 八拾間 左右

明和三年戌二月廿一日、御役々御立合繩引有之候得

共御引渡無之付、当春又々郡山境論有之候付、郡山役々御座江被呼出不調法之斷可申出旨被仰渡、断申出候付、此節繩引帳写相渡立会境相究候様被仰渡候、此節相究候境立、

日帳

六月十九日 半天

此節花尾山領郡山境立二付、檢僧勝軍院就御頼、貴

鷗大右衛門今八ツ時頃鹿府出立、七ツ半時分厚地江

着、旅宿平等王院、右三付、送人馬原智村より差遣候事、

大乘院役人長谷場利右衛門、右同断二付夜入時分着、旅宿右同断、

早速見舞之人數左之通、

普賢院・萬葉羅寺・本地院・多聞院・庄屋河野良右

衛門・大宮司貴嶋甚左衛門・功才福元門之藤右衛門・右同加輪門之仲兵衛・右同末吉門之嘉兵衛・右

同吉永門之藏右衛門・小触上床門之仲右衛門・行司

坂口門之長助・組頭福永門之次郎右衛門・竹之下門

之長右衛門・加輪門之喜右衛門・吉満門之次郎兵衛、

勝軍院・萬葉羅寺・本地院・多聞院・庄屋河野良右

衛門・大宮司貴嶋甚左衛門・功才福元門之藤右衛

門・右同加輪門之仲兵衛・右同末吉門之嘉兵衛・右

同吉永門之藏右衛門・小触上床門之仲右衛門・行司

坂口門之長助・組頭福永門之次郎右衛門・竹之下門

追而申達後候、暑氣之砌候間、御互早朝より御差越  
被成度候、此段も申進候、  
六月廿一日 晴  
勝軍院 貴嶋大右衛門 長谷場利右衛門  
今日四ツ時比より二之王子下諏方之社江郡山曇郡山  
平左衛門殿・与頭郡山六郎右衛門殿・横目谷山十兵  
衛殿・地頭横目成尾五右衛門殿・右同肥後金蔵殿・  
行司川崎辛右衛門殿・庄屋竹之下次郎兵衛殿・郡見  
舞松山孫左衛門殿・庄屋宅満五兵衛殿之儀者茄子田  
之辺より出合候、此方より檢僧勝軍院知事代看坊圓  
説房・花尾坊會惣代多聞院・貴嶋大右衛門・役人長  
勝軍院 貴嶋大右衛門 長谷場利右衛門  
今日庄屋河野良右衛門を以、明廿一日廿二日之間境  
立可致立合旨、郡山曇衆方江中遣候處、明後廿二日  
茄子田江出会可致旨返答有之候事、

六月廿一日晴

勝軍院 貴嶋大右衛門 長谷場利右衛門

昨日境立之儀ニ付庄屋を以御問合申達候處、明廿一  
日茄子田之様御出合可給旨御返答相達候得とも一之

王子方針本之儀候間、弥明日一之王子辺江御出会可  
致候、左候而此節致境立事候へハ御互ニ諸所江堀又

者塚なども日証いたし置度候間、人足被召列度候、  
此方よりも人足召列可申候、此段為御納得又々御問  
合申達候、以上、

未六月廿一日 大乘院知事  
郡山御曖衆中

追而申達後候、暑氣之砌候間、御互早朝より御差越  
被成度候、此段も申進候、

六月廿二日 晴  
勝軍院 貴嶋大右衛門 長谷場利右衛門  
但、境石相建候場所左之通、

一一之王子下道針本石通路之下江埋置、  
付、曖・与頭・郡見廻直二旅宿へ列立出来合相振廻  
候事、

但、境石相建候場所左之通、  
星ヶ瀬戸之口江壺本立、

一茄子山出口江壺本立、  
一袖木ヶ谷より小川有之候前壺本立

一彼岸田之涯江壺本立、  
一向彼岸田江壺本立

一姥ヶ宇都江地塚立、  
一白薄江壺本立

一外戸之口江壺本立、  
一鳥毛野江壺本立

一りうふう小川之元江壺本立、

も相違無之ニ付而著惣境繩引可被成候哉之旨被申達

候處、右通相違無之候付而ハ先年御役々御立合惣境

此繩引帳を以被定置たる事候へハ、少も相違無之候、  
問、惣境繩引三不及旨曖平左衛門殿より致承知候、

尤、双方境何そ紛敷儀無之ニ付而ハ、以後境紛敷儀

無之授双方ともより御座江首尾可申出旨申達置候、  
且又蒲生境良久村境之儀、少々紛敷所有之候ニ付、  
此節境石立置度候付、蒲生境良方江明日出合可給旨

問合被成可給旨、平左衛門殿江中達候處、早速被致  
問合候處、弥明日良久村江可致出会之旨返答有之候

此節境石立置度候付、蒲生境良方江明日出合可給旨

六月廿二日 晴

勝軍院 貴嶋大右衛門 長谷場利右衛門

今日蒲生境良久村江差越旨曇郡山平左衛門殿・組頭  
郡山六郎右衛門殿・郡見廻松山孫左衛門殿・竹木見

廻木場平右衛門殿・今日之儀ハ此方より頼ニ而被差

越候付、朝飯出来合相振廻候而中途人馬迄差出、良

久村江被差越候、此方よりも勝軍院知事代看坊風説

房・貴嶋大右衛門・役人長谷場利右衛門・庄屋河野

良右衛門・大宮司貴島甚左衛門、名役不残差越候付、

蒲生曇川崎次右衛門殿・行司谷口次左衛門殿・竹木

見廻中条源左衛門殿・郡見廻永田甚四郎殿・庄屋田

中長左衛門殿、功才召列被差越候付、昼飯焼酎など

差出候、左候而勝軍院より蒲生役々江被中達候ハ、

此節良久村江少々紛敷所へ立合境石建置度候間、先

年御役々繩引之筋双方功才共覚之通踏分花尾山領江

少々寄候而境石可相立旨被中達候付、弥其通可有之

旨蒲生曇より返答有之候付、此方役人・庄屋・名役、

郡山与頭・郡見舞・竹木見舞・蒲生行司・竹木見

舞・庄屋・名役立合候付、佛之尾二而境論有之候

付、尻かくめ之谷より向針を以致繩引候付、佛之尾

山涯二而ハ拾間計蒲生之方江取込候得共、良久屋敷

役々被引通候繩筋よりハ拾間計も取込候付、蒲生曇

衆より断承趣有之候得共、先立而佛之尾より先年御

役々被引通候繩筋よりハ拾間計も取込候付、蒲生曇

引來候山二而無其儀ニ付、何れ之筋繩筋之通被相究

度旨被中達候付、蒲生曇より段々断承趣有之候付、

勝軍院より被中達候ハ、左候ハ、先年御役々被差

越被引通候繩筋双方名役共覺之通ニ踏分境石可相立

旨被中達候付、弥其通可給旨蒲生曇より致承知、

未六月廿九日 大乘院役人  
長谷場利右衛門 印

境石左之通、夜人候付明松相灯、相建候、

一良久屋敷島之中江境石毫木立

一良久屋敷島之中江境石毫木立

一佛之尾野涯江地塚毫ツ立

右之通境石相立候而夜入五ツ時分良久村より明松相

灯旅宿江郡山曇・与頭・郡見廻・竹木見廻致誘引素

麵等相振廻候事、

右之通連印ニ而郡方江首尾申出置候、

(裏表紙)

（黒印）

勝軍院 貴嶋大右衛門 長谷場利右衛門

今日入來海道留鳥毛野之上助之進屋敷之上ニ山之神

勸請、御酒白餅赤飯之とき差上ル、勝軍院差越候而

勸請相濟、

一王子下道ニ相立候繩引針元石碑之儀、兼而疎ニ無

之様、庄屋并名役共隨分氣を付、土抔埋候節は取捨

嚴重ニ有之候様致承知候事、

郡山厚地村花尾境内

繩引帳写毫冊

花尾境內繩引再見

別紙写帳毫冊

但、此毫帳與二壁書寫式通書加、

右式行箱入、

右者、此節義岳法印任差図書改相渡置候事、兼而平

等王院江格護いたし置、看坊交代等之節者帳内迄相

改可被次渡候、尤、境廻之儀者年ニ毫度ツ、役々差

支無之砌立会相廻、自然紛敷場所有之節者此帳而を

以相糺、堅固ニ可致境立置候、左候而其届年々當寮江可被申出候、

此旨申渡置候、以上、

寛政十二年未三月

大乘院知事 千手院

(印)

平等王院

看坊

厚地村

庄屋

曼荼羅寺

普賢院

本地院

多聞院

【13】廢寺之節花尾山江仰渡之写 / 慶應三年（一八六

七）、慶應四年写 [黎明館所藏 (文書719)]

(表紙)

「廢寺之節

華尾山江仰渡之写」

写

郡山

平等王院

写

右高

高式拾石

右者

恩召之訛被為在、此節 華尾神社別當職被

召放候二付、大乘院江合院被仰付、御宮御内陣江御

奉納之勢至菩薩其外之仏体并仏具等者都而同寺江引

取候様被仰付、右寺高之儀者被召揚候、

賴朝公御髮毛<sup>子</sup>相唱、右江被為納候鑒觀音御社内江

御安鎮相成居候二付、此節大乘院江御格護被仰付候、

御前御切封二而被為納候 賴朝公御髮毛之儀者是迄

之通御内陣御格護被仰付候、

右寺跡<sup>者</sup>其俟大宮司役所被仰付候、

當分之大宮司役所者取除二而同所江御建立之護國御

神殿前通道幅三間位此節開方之上、左右江杉植付方

被仰付候、

愛染明王堂宇并平等王院脇江建立之觀音堂者解毀被

仰付、仏体<sup>者</sup>都而大乘院江可引取候、左候而御社人

口石仏之儀者取除候様被仰付候、

高式拾五石宛

平等王院脇坊

曼荼羅寺

普賢院

本地院

多聞院

熊野權現

本地弥陀觀音藥師

右華尾山巔三往古より御安鎮之所、本地之說を以御

左候而多聞院儀者寺家取除、地面者護國御神殿御庭

内相成候様被仰付候、

熊野權現

本地之說を以御

右華尾山巔三往古より御安鎮之所、本地之說を以御

神殿江葉像安置相成居候處、右者此節大乘院格護

被仰付、熊野權現祭祀之儀者大宮司江委任被仰付、

代宮司貴嶋甚兵衛ニも致手伝候様被仰付候、

御山内末社

右稻荷

春日

秋葉

王子

御山内末社

付候、

右神社祭祀之儀者以來大宮司社役を以相勤候様被仰

付候、

御局御灰塚江六地藏体之仏軀彫刻之由候問、右者此

節取除被仰付候、左候而開墳等之儀是迄之通堅固二

召置候様被仰付候、

御山内町石二彫刻之梵字者此節都而消除候様被仰付

候、

御宮脇江安置之毘沙門像者大乘院江被引移、右堂宇

者當分之通被召置、以來社家中縁廻を以長日番相勤、

御社頭廻諸所掃除方等無漏怠相勤候様被仰付候、

方も相省候ニ付、以來百姓共儀御神事并御社御修

三王門并鐘樓者取除二而三王門跡江者一二之華表御引

置御祭祀相勤候様今般御祭典之次第神道一篇被仰付

候ニ付而者大祭等之節可差支候付、以来、市来・申

木野・隈之城・樋脇・始羅郡山田・帖佐・谷山・伊

作八ヶ郷之社家被召付、郷々神社祭祀等之儀者は迄

之仕向通被仰付、都而備前守支配被仰付候、

多聞院支配隱居寺跡

一山野地七畝八歩

但、材木与唱來候、

曼荼羅寺支配隱居寺跡

一右同 五畝

但、切通与唱來候、

大乘院支配

一右同 式反五畝

但、大師山与唱來候、

曼荼羅寺支配隱居寺跡

一右同 五畝

但、切通与唱來候、

大乘院支配

一右同 五畝

但、松川与唱來候、

大乘院支配

一右同 三反三畝拾步

但、松川与唱來候、

大乘院支配

但、松川与唱來候、

甫者勿論、御奉公人差人日数之不抱多少、都而

神社ニ關係之公役者一切厚地村百姓受持三中付候、

神領之内

一高七拾石之所務米

右、年中御祭祀向并諸社家御賄料等二以米右之通被

差分置候条、神供物等一切物奉行所御規模帳三居置、

右所務米を以相弁候様被仰付候、左候而是迄御神

事勤之節社家中江御賄并布施物被下候節、寺社奉行

江中出、物奉行手形を以為渡米山候二付、以来も其

通被仰付、布施物之儀向後御祭俸与唱被召替候条、

供物等之儀物奉行より取調可申出候、

一真米四石五升

右者厚地村六社權現其外小社之為祭祀料、神領高所

務米之内より大宮司方江被相渡候条、村中配当方之

儀是迄之通可取計候、

通被仰付、布施物之儀向後御祭俸与唱被召替候条、

供物等之儀物奉行より取調可申出候、

一高武百石之所務米

六拾壱石武斗

一御切米武拾五石

井上備前守

一御切米七石六斗五升宛

華尾神社權大宮司

有屋田清次郎

慶應四年卯月、新納刑部殿より仰渡之写、

一御切米五石宛

郡山一ノ宮大明神社司

前田安房

華尾神社代宮司

貴嶋甚兵衛

源朝臣貴嶋藏人頼忠

右者 花尾神社領郡山厚地村高八百九拾九石六斗三

升四合四才之内より右六行之通所務米差分被相渡候

二付、右差引残高所務米を以、以來御社頭御修甫又

者臨時之御祭料等二被振向置、余分者年々被屯置候

条、帖佐与御代官より高員數等猶又委細取調可申出

候、

御切米之儀、神領高所務米之内より被成下候二付而

者當秋取調迄之間御米繰之儀物奉行御代官致吟味可

申出候、

右被召揚候寺高之儀、當秋より帖佐与御藏入二而海

陸軍方江被差分置候、

住僧之儀取方之儀、外廢寺之振合通、

堂宇并寺家廻其外取除亦者引直二付而者掛御作事奉

行受持二而可致取扱候、

寺地跡御竿入之上諸取扱向并道広方等掛郡奉行より

可致取扱候、

此節取毀之堂宇并家作廻等之儀、同所社家之者共江

中受等可被仰付候問、取調可申出候、

右之通被仰付候条、右箇条向々於御役局遂評議、混

雜之儀其無之様可被致取扱候、此旨寺院取調掛御

役々江中渡、物奉行御代官其外可承向江茂可申渡候、

四月 刑部

慶應三年卯月、新納刑部殿より仰渡之写、

此主

一御切米五石宛

与頭助 別府喜左衛門

福嶋佐兵衛

外三両人

貴嶋字治

〔14〕 厚地村境一件蒲生より願出写帳／明治二年（一  
八六九）三月「黎明館所蔵（文書726）」  
(表紙)

〔明治二年巳三月

厚地村境一件蒲生より願出写帳

厚地村

蒲生

爰元白男村之内良久と申所有之候処、大乘院より申出趣有之、御見分之上為花香山被召付置候處、郡山

厚地村之儀右寺持切在二而花香山之儀者厚地村より

支配仕來候得共、此節寺院廢寺三付右寺御高御減少

二相成、右厚地村之儀被召揚、帖佐与御藏入二被仰

付候由、然處右花香山之儀者全體蒲生之地面二而御

座候問、以前之通蒲生より支配被仰付度奉願候、左

様御座候ハ、成丈ケ田畠相開衆中江作職為仕、其余

勢ヲ以御軍役方江相備、時々銃器取入窮士共江相渡

候ハ、往々急變之御用相立可申吟味仕候問、何卒右

之御取訖を以願之通御免被仰付被下候様被仰上被下

度奉願候、以上、

横目 和田藤之丞

黒川作左衛門

外二両人

与頭助 別府喜左衛門

福嶋佐兵衛

外三両人

貴嶋字治

曖

松下助右衛門

軍役方江相備、時々銃器差入候筋相見得、是迄開根  
相成候地面者願通被仰付度、鹿倉之儀者御定立引続  
之場所、當分桶其外御用木致繁茂店候二付、今形被

大脇正之進

外三四人

御地頭所

御取次衆中

右之通中出趣承届申候間、奉願候通御免被仰付被下  
度奉存候、地頭所之役此段中上候、以上、

辰六月十六日

鳥九六左衛門

本文大乘院江相紀候処、最初花香山被召附度申出訣

合等備成儀不相知段申出候三付而者、境立并田畠開  
地等之次第不相分候間、郡奉行へ吟味被仰渡旨可然  
哉と申談、此段申出候、已上

辰八月十三日

寺院取調掛

御役々

厚地村境一卷に付手扣之留帳／明治二年三月

〔15〕厚地村境一卷に付手扣之留帳／明治二年三月  
〔黎明館所藏（文書25）〕

（表紙）

〔明治二年三月〕

厚地村境一卷二付手扣之留帳」

花屋社御神領厚地村之儀、上古永金阿闍梨境立被定  
置候御書付有之、中古延宝八年申三月廿七日、厚地

同六日、厚地村江御差入、  
郡奉行衆 四元八左衛門殿  
筆者衆 伊地知郷八殿  
立会之蒲生役々左之通、

同七日八日九日、繩引有之候処、永金阿闍梨境立之  
通、延宝之絵図面通境踏為有之筋相見得申候、其節  
立会之蒲生役々左之通、

川崎次左衛門 行司 赤塚源左衛門

右同 指宿傳左衛門

谷口與左衛門

右同 黒川作左衛門

竹木見廻 伊地知六兵衛

白男村之功才 次郎左衛門

惣左衛門

同十日、境踏首尾合二而御役々衆滯在、同十一日、

付度、乍然田畠相間衆中江作職為致、其余勢ヲ以所  
目無相違、尤、繩引帳江も致府合候二付、願通被仰  
檢使鮫島八左衛門・松崎休兵衛被差遣、新境相立花  
香山引渡候筋相見得候段申出、就而者右境通蒲生境

召附置候処、厚地村之儀帖佐与御藏入二被召成候二  
付、蒲生之儀者以前之通同所支配被仰付度願候付吟  
味仕候処、當時二至り境筋不分明儀も難計、蒲生  
役々方相紀候処、元禄十二年卯三月廿九日絵図面検  
使鮫島八左衛門・伊地知孫四郎繩引帳内江宋書を以  
大乗院より申出趣有之、達責聞、卯十一月十一日為  
檢使鮫島八左衛門・松崎休兵衛被差遣、新境相立花  
香山引渡候筋相見得候段申出、就而者右境通蒲生境

明和三年戊三月四日厚地村江御差入、

山奉行衆 吉井孝右衛門殿

筆者衆

折山勘左衛門殿

山見廻衆

村田助右衛門殿

右同

村田源右衛門殿

同五日、郡奉行衆御差入之筈候処、郡山川口村迄御  
差入二付同村江止宿、六日左之通厚地村江御差入、

寺社方取次衆

野山勘兵衛殿

郡方筆者衆 白石李左衛門殿

右同

山見廻衆

吉井孝右衛門殿

行司

赤塚源左衛門

右同

指宿傳左衛門

右同

谷口與左衛門

右同

黒川作左衛門

右同

竹木見廻

伊地知六兵衛

右同

白男村之功才

次郎左衛門

惣左衛門

右之御役々衆御当地之様御立被成候筋相見得申候、

心寄有之筋、郡山の方いらやニ被召置候筋二相見得

事ニ而、真之丞殿ニも立腹之由、又々差越思丈之事

【16】原地村境一卷に付出席留帳／明治二年（一八六

九）三月「黎明館所蔵（文書72）」

（表紙）

「明治二年巳三月

厚地村境一卷二付出府留帳

（明治元年）

辰九月廿三日

厚地村

厚地村之内良久之原蒲生境日之由、然處同村之儀大乘院持切在ニ而候處、花尾社別當寺被廢、外坊舍も同斷之儀ニ而蒲生より申出者、良久原之儀本蒲生之内ニ而大乘院花香山江被相付候付、別當寺被召放候ニ付、而者蒲生江返シ被トとの願出候付、郡方より当座及吟味願書江次書ニ而上ニ為上由、當座書役三木采左衛門殿より繩引帳并繪図而差遣候ハ、郡方ニ而吟味いたし候段被申越差遣候處、最早何事も不役立と為知候趣有之、九月廿三日晚四ツ時分厚地村庄屋所江相合候、夫より直ニ曇白坂真之丞方江直ニ打立御出府被下候様御問合申候、人馬手当等もいたし相

揃竹木見廻肥後吉兵衛被參居、御方も御氣張給りと相頼、山元五郎左衛門ニも直ニ罷居リ廿二日晚八ツ時分より出府ニ而、庄屋山口采ニも在役共召列出府、先郡方書役満永喜八殿江相尋候處、最早吟味相付申出ニ為相成山承り、夫より請持掛郡奉行千田壯右衛門殿江見舞いたし候處、郡方役々衆ニ者蒲生之方江

候付、同役山城新右衛門殿江見舞いたし候處是以同断、最早仕方無之候、問屋ニ而吟味いたし、然ども御勝手方御用入橋口彦二殿江差越成行申上候筋吟味いたし、白坂真之丞殿橋口殿江被差越成行被申上候處、弥共通ニ而蒲生之願書ニ郡方次書にて被差出候由承知ニ付、貞之丞殿より其儀郡山の方毛頭相知不申、た、風舌承申候付御内々御尋申上候付、一先

其願出扣置被下度、郡山方ニも書留も有之候付成行申上度御座候付、御見合相成候ニ付、夫より地頭所取次愛甲次左衛門殿江真之丞殿・吉兵衛殿被差越成行被申上、取次より御地頭町田内膳殿江被申上、郡山の方願書相認取次方江差出候處、直ニ郡方江被差出候得共不埒明候ニ付、追々真之丞・吉兵衛・五郎左衛門出府いたし候得共不相片付候ニ付、御家老座書役黒田彦左衛門殿江申出置候得者とふやら筋相見得、夫より右者相置、田畠平之進殿江差越委細之御嶋申上候處能キ御聞取ニ而、此上者何そ支は無之由、然共一向埒明向無之候付、御文書奉行佐多休右衛門

殿江真之丞殿被差越、細々被申上置候、今宅人御同役江見舞いたし候ハ、可然と申合、町田係太夫殿處江貞之丞・五郎左衛門差越細々申上置候得共、其儀不相片付候ニ付、又々佐多氏・町田氏両人へ差越候處、御内々之趣者、此節之儀ハ何そ氣遣者不及候付とんと落付候様、御同道承知仕候、其外二段々手ヲ付、郷原氏より植氏江御内意相頼、又仁礼舍人殿役、別紙之通華香山支配旁之儀ニ付、蒲生并郡山より植氏江御内意相頼、郡方ハ猿渡彦左衛門殿細々相頼、山口一次殿江中上候處、是ハ其通ニ者不相清、

いつれ成蒲生候、御返ニ相成当前之事と被申御敷

事ニ而、真之丞殿ニも立腹之由、又々差越思丈之事ヲ咄と被申候付、吉兵衛・五郎左衛門より先夫成相

置給りと引留候、中々一次殿ニ者不宣人之由、追々

之出府、九月廿三日より十二月迄六道、翌正月一日迄三道、都合九度出府之由、中々大心配之事ニ而候、

迄三道、都合九度出府之由、中々大心配之事ニ而候、

迄三道、都合九度出府之由、中々大心配之事ニ而候、

其節立合人数

暖　　白坂真之丞

竹木見廻　肥後吉兵衛

山元五郎左衛門

庄屋　　山口采

在役　　親満門　仲次郎

右同　　上床門　三五郎

右同　　米倉門　四郎兵衛

右同　　岩戸門　喜平次

行司　　坂元門　太郎右衛門

小触　　松永門　次郎右衛門

右同　　坂元門　太郎右衛門

【17の1】民事局通達（写）／（明治三年（一八七〇）

か）六月九日、附紙七月八日「黎明館所蔵（文書

728）」

華尾社付華香山支配之儀ニ付、蒲生并郡山願出之趣

二付、御方者勿論蒲生地頭并副役より形被申出候

二付、右之通致評議申出置候處、御付紙を以被仰渡

候、別紙之通華香山支配旁之儀ニ付、蒲生并郡山役々より筋々江相付伺出之趣ニ付而者、抑地而之儀

者蒲生境内無相違筋相見得候間、古境通以蒲生境

内江被相究候方当然可有之候、尤華尾社入用竹木類者時々當局江中出、免許之上伐取致用弁候様被仰付、右境内江是迄累年郡山鄉之者共致開拓、最早御竿入

高引帳相成候地面且亦開拓迄二而いた御竿入相成難程歟不致治定地方者年々山野致見掛、所務上納相懸置候山、右者是迄自身入費を以致開拓候ニ付而其分者是迄之通、當人共永々僧職御免三而御藏免立等之儀者兔角蒲生郷内免立相成候様、其外開拓可相成程之場所も有之候ハ、蒲生より相開作得余勢者所軍役用相備置候様被仰渡置度、左候て御竿地□□

□（破損）も鄉役々共江糺越候へとも鎖細掛而難取究儀而已御座候間、此涯當局人数之内地方山方役々召列越、當所双方地頭并副役出会細々致見分、篤与評議之上、前条ニ基キ後來聊混雜無之様可致取扱段被仰渡度儀与致吟味、此段中出候、以上、  
六月九日 民事局

御附紙  
可為出之通事、

右之通、山畠平取次を以被仰渡候間、其通御承知可給候、おのづから當局人数之内誰ぞ被差越おのづから出會之上見分旁評議ニ可及候、此旨早々申進候、以上、

但、郡山江者別段不申渡候ニ付、前々之趣を以被申渡給度候、

七月八日 民事局

坂本六郎殿 本山愛藏殿

#### 〔17の2〕竹木伐採願（案）（明治三年か）午七月

〔黎明館所蔵（文書28）〕

口上覚

郡山・蒲生境之内往古より花尾社江被召附置、是迄花香山付相唱來候山、此節花尾社入用竹木類者時々

民事局江中出、御免之上伐取致用弁候様地頭方被仰渡置度、私方江掛合之趣相達候、右ニ付奉願候、右之通往古より御神社江被下付置候ニ付、年中御神事

其外御神前向入用之節者竹木等都而右山ニ而伐取相用來申候處、此節より時々御免之上伐方仕事ニ御座候ハ、年中余多之御神事又者臨時獻幣使等被差立

候儀茂御座候ニ付、時々伐方御免奉願儀ニ御座候ハ、遠方相掛候儀ニ而□（破損）ひ兼候儀ニ可有

御座奉存候間、何卒右山之儀者是迄之通御神事用其外御神前向入用之分者竹木等伐取御用介相成候様、

頭御免被仰付置度奉存此段申出候、以上、  
午七月 民事局

花尾大宮司  
御附紙  
可為出之通事、

〔17の3〕竹木伐採願に付民事局より仰渡（写）（明治三年か）午八月二十七日〔黎明館所蔵（文書28）〕

〔28〕

別紙之通願出候、年中祭祀向ニ付入用之竹木類丈ヶ願之通頭免許申渡、其外何そニ付株立候分者兔角見分之上、伐方之手数も有之間數哉と及評議候得共、

何分後年之取締ニも相抱事候間、細々御評議之上、尚亦郡山役々江も為致吟味、何分御返答被給候、其向ニも應し、いか様ニも免許いたし候様ニ取計、此

旨別紙願書並年中入用之竹木類相記候横折 冊差遣

可申候、御返答之折一諸（緒カ）ニ御返シ可給候、以

上、

午八月廿七日 民事局

坂本六郎殿

本田愛藏殿

別紙之通被仰渡差遣候間、調相付何分可申出候、此段申渡候、以上、

午八月廿八日 地頭所

郡山半隊士中

見しらへ伐方いたし、大宮司方江納方いたし候仕来

りニ而御座候、然る者、是迄通取計仕候ハ、此以來

何そ不締罷成候儀者有御座間敷奉存候、右之外株立

候御入用之到来又々御物御取下等之儀者御役々見分之上旁可被仰付筈ニ御座候哉、此等之成行申上候、

八月五日 郡山 郡見廻 肥後吉兵衛

同 郡山喜之進

小頭 川崎藤之進

同 山口良之丞

同 白坂宗一郎

調役 片野藤左衛門

分隊長 鬼丸吉左衛門

其外調用、

大中之榊六拾本位

小榊三百本位

椎木角物六本

大小榊三拾本位

御地頭所

〔18〕

花尾神社年中入用竹木調（控）（横折帳）／明治三年八月「黎明館所藏（文書簿）」

（表紙）

〔明治三年八月〕

覺

華尾神社大宮司

井上徒五位

花尾神社年中御神事方

正月朔日より十二月迄

年中御神事方

一大榊三百本位

但、長式間位、

一中榊五百武拾本位

但、長式間位、

一小榊六百本位

但、長式間位、

薪式百武拾束位

但、長式間位、

椎木角物拾壹本

但、斎札用、長式間位、

榊枝大小

三千六百本位

但、毎日御神事別入用、

右六行十二ヶ月分、

一榊大小武百本位

但、花尾神社江相付候

小社拾四ヶ所年中御神事方、

但、前日内祭有之、

四月八日御大祭

但、斎札用、長式間位、  
薪四拾五束位  
式拾四五束、御餅餅

但、御神供調用并薪拾五束位

正月朔日并年暮込ル

但、長式間位、

被差立候節者、右之外二

右品々入用相成候、

薪三百束位

但、前四日入用、前晚

終夜庭火焚用、

御餅調用

右、年頭入用、

榊大小 式千百六拾本位

右、毎日御神前用、

十二ヶ月分、

十一月三日

献幣使二付

大榊八本

中榊五本

小榊式拾本

大唐竹式本

小唐竹并しのめ竹 三拾本位

椎木角物壹本

但、斎札用、

長式問位、

薪拾四五束

同七日御大祭

但、前日内祭有之、

大榊八本

中榊拾本位

薪三拾束位

小唐竹并しのめ竹 三拾本位

合、大中小榊 七千七百七拾壹本

合、大唐竹 拾六本

合、椎木 九拾本  
合、松枝 六拾本

合、薪 六百式拾五束

【19の2】断簡（五十九ヶ条条書）〔黎明館所蔵（文書28）〕

（前欠）

合、小唐竹・しのめ竹 百式拾本

年中御前入用

大抵右之通御座候、以上、

牛八月 丹上從五位

（前欠）

【19の1】断簡（夫仕御免供養石の事 延享元年（

七四四）八月二十八日）〔黎明館所蔵（文書28）〕

（前欠）

（續判あり）

一右厚地村之儀、古來より諸殿役御免之處ニ而御座候

得共、郡山方夫仕多ク御座候ニ付、覚左衛門庄屋代

永々願申上候而願之通先年御免被下候、

延享元年甲子八月、厚智山中二夫仕御免之意を供養

石六社権現と建立仕候、末々迄茂意差を以神持可仕

候、夫仕御免書物篠山六社権現頭二納置候、仍而

如件、但、此書物末々儀文字見得不申者書直納置可然、

延享元年甲子八月廿八日

大乗院住持覺惠上人又之免雄法印代迄

六世庄屋 松山覺左衛門印

功才 大平ノ 真右衛門印

同 篠山ノ 仲右衛門印

同 竹下ノ 善左衛門印

同 東座主蘭 次郎左衛門印

同 茄子田ノ 彦左衛門

合、椎木 九拾本  
合、松枝 六拾本

合、薪 六百式拾五束

（前欠）

合、椎木角物 拾九本

合、小唐竹・しのめ竹 百式拾本

年中御前入用

大抵右之通御座候、以上、

牛八月 丹上從五位

（前欠）

合、薪 六百式拾五束

（前欠）

合、椎木角物 拾九本

年中御前入用

大抵右之通御座候、以上、

牛八月 丹上從五位

（前欠）

合、薪 六百式拾五束

（前欠）

合、椎木角物 拾九本

年中御前入用

大抵右之通御座候、以上、

牛八月 丹上從五位

（前欠）

合、薪 六百式拾五束

（前欠）

合、椎木角物 拾九本

年中御前入用

大抵右之通御座候、以上、

牛八月 丹上從五位

（前欠）

合、薪 六百式拾五束

（前欠）

仕候ニ付、年々所役人衆夫仕触状召置候付、亮雄法

印代より七代住持、又々亮雄法印代迄住持七世之内、

古御開正御定之通為相究申事ニ候、覺左衛門儀、覺

忠上人より又之亮雄法印代迄六世庄屋相勤候事、

五口合五拾九ヶ条書物、当庄屋衆・市来衆中永井源

藏殿向合之上、当功才并二名中落着之上、六社権現

書物相納、仍而如件、

(後欠)

(右に添書)

「右五拾九ヶ条、厚地江御差人諸檢者衆知事方より下役御尋之節茂於後年有之事とも可有之候、右ヶ条書物之表を以御返答可申上候事、」

右二付大乘院後住盛寿上人ニモ亦々願申上候、右二  
中上候趣、厚地村夫役之儀者御免可被下と被仰渡候  
へとも、郡山役人衆落着不被仕候間、依之、厚地村  
難到存候条、又以御役人衆納得仕候様御申可被下儀  
申出候所ニ、御殿改并御守社所より御公儀ニ被仰上  
候哉、御公儀より大乘院江被仰渡候者、郡山役人厚  
地夫為仕旨役人之証文差出可申と被仰渡由ニ附、知  
事方より庄屋江被仰越、右二書記、役人衆夫仕証文  
年々ため置候ニ付、余多數々証文指遣候、公儀江被  
差出候而厚地夫仕之儀、対花尾權現大乘院願之通夫  
仕御免被仰付候、且又厚地勤方夫仕、先年(宝永六年  
カ)己丑正月三日被下置候御書物之通可相勤之由被仰  
渡候ニ付、盛寿上人吉賀公様江御礼之御目見被仕候、  
左候而郡山役人中ニ茂被仰渡候ニ付、夫より落着仕  
旨、

[19の3] 断簡 (条書 厚地村公役の事) [黎明館所蔵 (文書78)]

(前欠)

(頭注) 〔二〕

右之通書記差出候處ニ、御闕狩御馬追並地頭狩夫代

銀御免之等ニ而候、尤、諸野菜等指出不申答ニ而候、  
出錢出米之儀者諸殿役御免之百姓差出例余方ニ者有  
之事ニ而候得者其通ニ而有之候、且又厚地老名ニ而  
引請田地方其外取納方など之儀ニ付、厚地村御差入

右二付大乘院後住盛寿上人ニモ亦々願申上候、右二  
中上候趣、厚地村夫役之儀者御免可被下と被仰渡候  
へとも、郡山役人衆落着不被仕候間、依之、厚地村  
難到存候条、又以御役人衆納得仕候様御申可被下儀  
申出候所ニ、御殿改并御守社所より御公儀ニ被仰上  
候哉、御公儀より大乘院江被仰渡候者、郡山役人厚  
地夫為仕旨役人之儀者御免可被下と被仰渡由ニ附、知  
事方より庄屋江被仰越、右二書記、役人衆夫仕証文  
年々ため置候ニ付、余多數々証文指遣候、公儀江被  
差出候而厚地夫仕之儀、対花尾權現大乘院願之通夫  
仕御免被仰付候、且又厚地勤方夫仕、先年(宝永六年  
カ)己丑正月三日被下置候御書物之通可相勤之由被仰  
渡候ニ付、盛寿上人吉賀公様江御礼之御目見被仕候、  
左候而郡山役人中ニ茂被仰渡候ニ付、夫より落着仕  
旨、

[20] 梵字碑銘文 / 嘉永四年(一八五二) [花尾神社]

(正面)

厚地村之事被□(欠損、「對」カ)花尾權現神靈百姓  
共□(欠損、村カ)役等之儀、從此節谷山之内宇宿村  
同然被仰付候、至後年可被存其趣者也、仍如件、

正徳二年辰九月十八日 肝付主殿 判

(三面)

種子島彈正 判

嶋津帶刀 判

嶋津將監 判

右五行(ママ)、文化五年辰六月証文ヲ以申渡候ニ  
付、弥其□(摩滅、通可カ)被相心得候、

一御宮江御寄進ノ御幡御鉢建方並注連用繩竹伐調方ノ  
事、

(三面)

郡山厚地村之儀、被對 花尾權現神靈、百姓共村役  
等ノ儀谷山村宇宿同然被仰付候旨、正徳二年辰九月  
屹ト申渡相成居候處、其後夫立旁不致連続、向々曰  
リ申出趣有之、文化五年辰六月箇条書ヲ以申渡候内、  
御宮江相掛候儀ハ不依何色可相勤旨相究置候得共、  
字宿村トハ不並ノ廉毛有之候ニ付、此節猶又吟味ノ  
誤有之、以来左ノ通申付候、

御直參又ハ 御宮廻其外諸所御修申等ノ節、夫立並  
納物等ノ儀ハ外村ヨリ相勤候様申付候、

御宮御人付道具等相損取繕ニ付御当地江差越候節ハ  
厚地村百姓ヨリ持届、出來ノ上ハ近在百姓ヨリ持届  
候様、尤大乘院江相付候勤方ノ儀ハ有來通可相心得

ヨリ入付候様申付候、

□□（摩滅）公役トハ訳モ相替、專御宮御祭式二

相掛儀候間、厚地村ヨリ可相勤候、尤□□□（摩滅、  
諸奉公力）人送人馬ノ儀、村移ノ節ハ厚地村ヨリ差立、

帰宅又ハ他郷江差越候節、且不時□□（摩滅、奉公力）

候儀有之候ハ、諸村ヨリ割合夫立是迄ノ通相心得

候様申付候、

右一行、文化八年未閏二月申渡置候ニ付、同断可被  
相心得候、

右之通、此節ヨリ屹ト御治定被居置候付、至後年聊  
混乱無之様可被致取扱候、此旨寺社奉行・郡奉行江  
申渡、御趣法掛御側御用人江モ可申渡候、

八月 嘉永四年亥  
近江 末川氏  
右之通被仰渡候条、至後年聊混乱無之様致取扱、帳  
面等モ委細記置、住替等ノ節堅固ニ被次渡候様大  
乗院エ可申渡候、

八月 鳴 蔵人  
右御ヶ条ノ内エ諸村ヨリト有ハ厚地余ノ三ヶ名ヲ云、  
御闕狩並御馬追立・地頭方狩夫銀其外御物又ハ余村  
エ相掛候夫仕、正徳二年ヨリ被成御免候、委細ハ殿  
役御免帳内エ記有之間可存其趣事、  
一巡見上使万人馬立

子九月縫殿殿ヨリ被成御免証文等有之間、以來可存  
其趣事、

一御神事等ノ節備物、神主宅ヨリ御宮迄持夫、厚地ヨ  
リ相勤候、

其□（欠損、外カ）神主方エ夫仕一切無之事、  
一文化五年ノ御ヶ条ニ、御宮ニ相掛候儀ハ不依何色可  
相勤□（欠損）有ニ依テ、毎度御宮廻御修市方エ被召

仕、且又水夫ノ儀、去已年諸郷一統□（摩滅）水夫□

（摩滅）被仰□（欠損、渡カ）

（四面）

候砌ヨリ入付方無之、右付テハ往々仕応カタキ故ヲ  
以、去戌九月御訴中上置候処、□□（欠損）座御吟味  
相成由ニテ、当八月右之通御証文相下候、諸郷水夫  
等ノ儀ハ毎々仰渡モ有事候得共、厚地ノ事ハ別段御  
証文ニテ不被仰渡内ハ相変儀無之故、水夫ノ儀モ、  
當□（摩滅、年カ）ヨリ郡見廻計ニテ差入、六日日ノ  
晩ヨリ五ヶ村割合ヲ以入付相成事、

当地神建立ノ旨趣ハ毎年十一月十二日、本触計ヲ以  
神酒相調、在役中出会、平等王院看坊ヨリ祭畢、庄  
屋ヨリ碑面ノ条々致弘方、末代迄不乱様トノ御趣意  
為可奉存也、

嘉永四年辛亥九月吉祥日建之、

大乘院四十二世僧止堯満代

知事 本地院 堯祐

庄屋 伊集院士 中馬弥兵衛  
名主 丸山門 盛右衛門  
同 狩集門 孫右衛門  
同 松永門 半四郎  
同 中原門 仁助